

告 示

埼玉県告示第千百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名	浅子 佳奈	
住所		
施 術 所	名 称	はっとりはり・きゅう接骨院（西大宮院）
	所 在 地	さいたま市西区指扇三七〇九―六
辞 退 年 月 日	平成二十九年九月二十二日	